

# 根拠法令

- と畜場法(昭和 28 年 8 月 1 日法律第 114 号)
- と畜場法施行令(昭和 28 年 8 月 25 日政令第 216 号)
- と畜場法施行規則(昭和 28 年 9 月 28 日厚生省令第 44 号)
- 千葉県と畜場の構造設備の基準に関する条例(平成 15 年 3 月 7 日条例第 4 号)
- と畜場法施行細則(昭和 29 年 2 月 12 日規則第 6 号)
- 食品安全基本法(平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号)
- 食品衛生法(昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号)